

オキシテトラサイクリン / クロルテトラサイクリン / テトラサイクリン (OXYTETRACYCLINE / CHLORTETRACYCLINE / TETRACYCLINE) (和として)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	1.2	現行	1.2									サケ目魚類(*1)	0.2	現行	0.2(*1)									
豚の腎臓	1.2	現行	1.2									ウナギ目魚類(*1)	0.2	現行	0.2(*1)									
羊の腎臓	1.2	現行	1.2									スズキ目魚類(*1)	0.2	現行	0.2(*1)									
馬の腎臓(*1)	0.6	現行	0.6(*1)									その他の魚類(*1)	0.2	現行	0.2(*1)									
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.6	海外					0.6(*1)		0.6		5	十脚目甲殻類(*1)	0.2	現行	0.2(*1)									
												その他の甲殻類(*1)	0.2	現行	0.2(*1)									
												貝類(*1)	0.2	現行	0.2(*1)									
												その他の魚介類(*1)	0.2	現行	0.2(*1)									
牛の食用部分	0.6	その他									6.3	その他の動物												
豚の食用部分	0.6	その他									6.3													
羊の食用部分	0.6	その他									6.3													
馬の食用部分	0.3	その他									6.3	はちみつ	0.3	海外					0.3(*1)				5	
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.3	その他									6.3	その他のスパイス類												
											6.3	その他のハーブ類												
乳	0.1	現行	0.1																					
鶏の筋肉	0.2	現行	0.2																					
あひるの筋肉	0.2	現行	0.2																					
七面鳥の筋肉	0.2	現行	0.2																					
その他の家禽の筋肉	0.2	Codex			0.2		0.1		0.1	0.1	2													
鶏の脂肪	0.2						12		1.25(*3)		6.6													
あひるの脂肪	0.2										6.3													
七面鳥の脂肪	0.2						12				6.6													
その他の家禽の脂肪	0.2	その他									6.3													
鶏の肝臓	0.6	現行	0.6																					
あひるの肝臓	0.6	現行	0.6																					
七面鳥の肝臓	0.6	現行	0.6																					
その他の家禽の肝臓	0.6	Codex			0.6		0.6		0.3	0.3	2													
鶏の腎臓	1.2	現行	1.2																					
あひるの腎臓	1.2	現行	1.2																					
七面鳥の腎臓	1.2	現行	1.2																					
その他の家禽の腎臓	1.2	Codex			1.2		0.6		0.6	0.6	2													
鶏の食用部分	0.6	海外					0.6				5													
あひるの食用部分	0.6	海外					0.6				5													
七面鳥の食用部分	0.6	海外					0.6				5													
その他の家禽の食用部分	0.6	海外					0.6				5													
鶏の卵	0.4	現行	0.4																					
その他の家禽の卵	0.4	Codex			0.4		0.4(*4)		0.2(*4)	0.2(*4)	2													

*1 OXYTETRACYCLINEのみ

*2 CHLORTETRACYCLINEについては0.2、TETRACYCLINEについては0.25

*3 CHLORTETRACYCLINEのみについては1、TETRACYCLINEについては0.25

*4 CHLORTETRACYCLINEのみ

*5 TETRACYCLINEのみ

* 牛、豚、羊、鶏及び七面鳥の脂肪は、各国の基準値に大きな違いがあることから、現行基準との整合性等を踏まえ調整した。

